

かながわ県産木材の認証制度

かながわの森林で育った木を合法的に伐採して生産された素材、木材製品であることを認証し、かながわの木として、地元神奈川で広く、安心して使っていただくための仕組みです。(認証の流れは次ページ「かながわ県産木材の認証のフロー図」を参照)

県内の森林・木材関係団体で組織する「かながわ森林・林材業活性化協議会」において、神奈川県等と連携し、産地や品質、「かながわ県産木材」を扱う工務店について認証を行うなど、制度の運営に当たっています。

かながわ県産木材産地認証

■ かながわ県産木材として認証を受けることのできる木材は・・・

- ① 神奈川県内で合法的に伐採・生産された素材
- ② 神奈川県内で合法的に伐採・生産された素材を原則として県内の製材工場等で加工した製品
- ③ 神奈川県で生産された素材を使用して生産された、原則として神奈川県内で生産されていない「かながわ森林・林材業活性化協議会」が認めた製品(現在はヒノキの合板のみ)



認証マーク

■ 認証生産者には、素材と製材の認証区分があり、認証生産者は自ら生産した木材に対して「産地認証書」を交付することができます。

かながわブランド県産木材品質認証

■ 一定の品質の基準を満たした産地認証材を「かながわブランド県産木材」として認証しています。

品質基準(一部抜粋)

種類	かながわ県産針葉樹製品 スギ・ヒノキ
材種	構造用製材、造作用製材、下地用製材
含水率	構造用製材：20%以下(平角材に限り25%以下) 造作用製材・下地用製材：18%以下
その他	腐れがないこと、狂いおよびその他の欠点が顕著でないこと等



かながわ県産木材品質認証
認証マーク

■ JAS 基準との関係は・・・

全国的に JAS 材の流通量は少なく、流通している多くの木材は「無等級材」と呼ばれる木材です。かながわブランド県産木材品質認証は、こうした無等級材についての品質認証を行うものです。

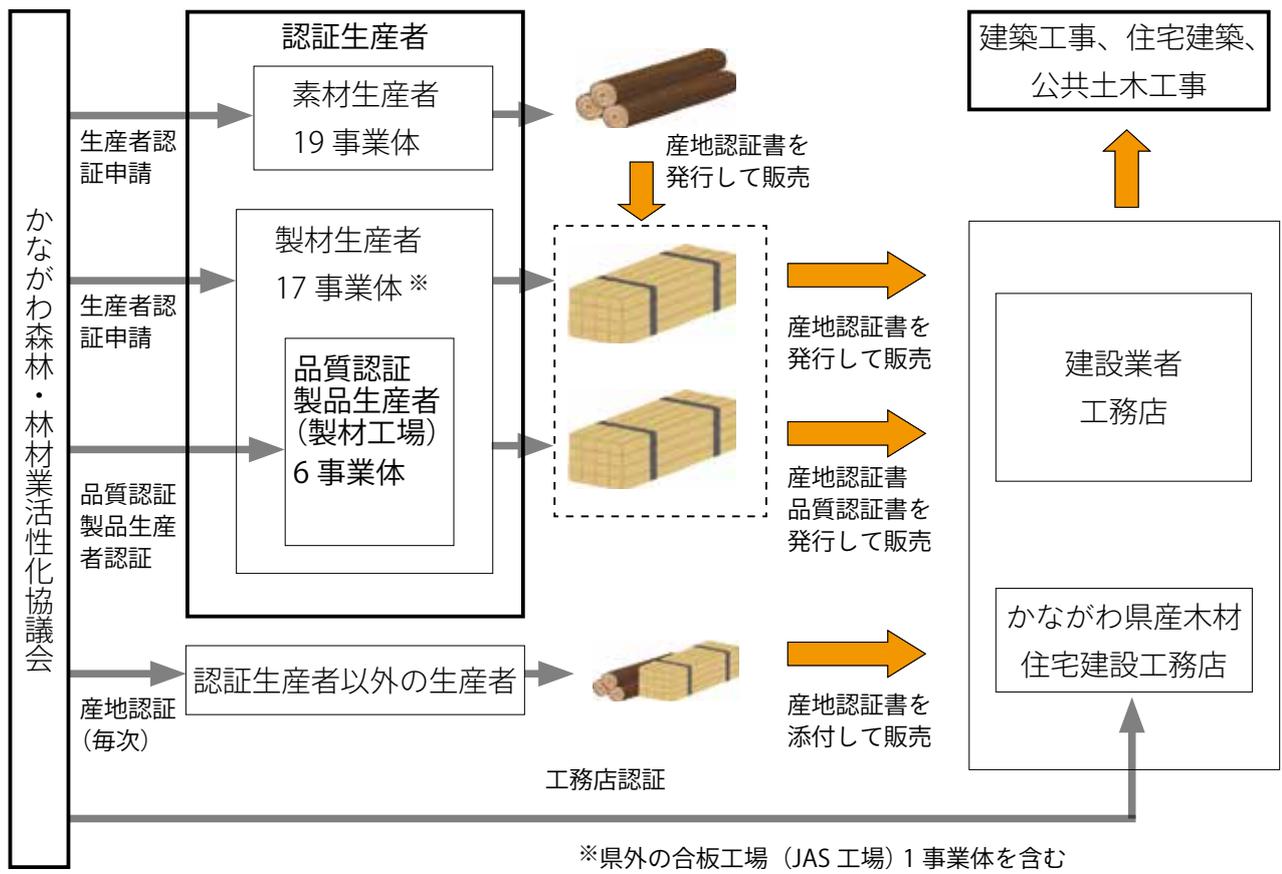
品質のうち曲げ強度については、2010年に神奈川県が県産のスギ、ヒノキそれぞれについてKD柱材4寸角3m、40本(含水率20%以下)の強度試験(実大曲げ試験)を行いました。その結果、スギ材で全体の92.5%がJAS等級に区分されるE70と同等以上、ヒノキ材の92.5%がE90と同等以上の強度を示していることから、出荷に際し個々の製材ごとに強度試験は行っていません。

かながわ県産木材住宅建設工務店認証

■ かながわ県産木材住宅建設工務店とは・・・

「かながわ県産木材」を構造や内装等の建築部材として使用し、住宅建設を行う県内に事業所を有する地域工務店を「かながわ県産木材住宅建設工務店」として認証しています。現在11社が認証され、つくり手の顔が見える家づくりを進めています。

かながわ県産木材の認証のフロー図



■生産者認証や品質認証にあたっては、かながわ県産木材を生産することができる機械器具及び施設を所有するか、または確実に利用できる共同利用施設を有していることや、分別管理、品質管理を行うことができる体制が整備されていることなどが審査されます。